剣道七段および六段審査会(愛知)要項

- 1.期日
 - (1) 七段審査会
 - ①令和元年11月16日(土)
 - ②受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 54歳以下(54歳含む)

受付時間 午前9時~午前9時30分まで 審査開始 午前9時50分(予定)

イ. 55歳以上(55歳含む)

受付時間 午前11時30分~12時(正午)まで 審査開始 54歳以下実技審査終了後

- (2) 六段審査会
 - ①令和元年11月17日(日)
 - ②受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 49歳以下(49歳含む)

受付時間 午前9時~午前9時30分まで 審査開始 午前9時50分(予定)

イ. <u>50歳以上(50歳含む)</u>

受付時間 午前11時30分~12時(正午)まで 審査開始 49歳以下実技審査終了後

※ 受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

名古屋市中村スポーツセンター

(名古屋市中村区中村町字待屋43-1)

電話 052-413-8021

3. 主 催

全日本剣道連盟

4. 審查方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段位審査規則・細則ならびに同実施要額による。

5. 審查科目

七段・六段とも、次による。

- (1) 実 技
- (2) 日本剣道形 (実技審査合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

- 6. 受審資格
 - (1) 七 段

平成25年11月30日以前に六段を取得した者。

(2) 六 段 平成26年11月30日以前に五段を取得した者。

7. 年齡基準

審査目の当日(七段は令和元年11月16日、六段は令和元年11月17日)とする。

- 8. 申込み
 - (1) 申込方法 各加盟団体会長は、各段位の受審者を一括して本連盟会長宛に申込むこと。 なお、個人直接の申込は受理しない。
 - (2) 申込締切 **令和元年9月18日(水)**
 - (3) 申 込 先 〒168-0073 杉並区下高井戸1-3-14 ハイムMYM201 杉並区剣道連盟 FAX 03-6304-7423

- (4) 申込書 ①各段位ごとに別添所定用紙による。
 - ②現在受有段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。

(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない)

(5) 各加盟団体は受審申込者に受付時刻を周知徹底して下さい。

9. 審 查 料

七段 1人 14,500円(財務に関する内規が変更次第、差額をお支払い願います) 六段 1人 13,500円(財務に関する内規が変更次第、差額をお支払い願います)

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」1月号および全剣連ホームページ(http://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意して審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

12. 個人情報保護法への対応

(以下を申込者に周知して下さい。)

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情熱は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

- (1) 本審査会には、11月26日 (火) 東京都で実施される剣道六段審査会、11月27日 (水) 東京都で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。 (ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない) なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、七段・六段共に11月4日(月)午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。なお、返金額は本連盟の手数料7,019円、全剣連の手数料2,200円を差し引いて七段5,500円、六段4,400円を後日、加盟団体へ返金する。

また、剣道七段・六段会場変更(愛知県・東京都)については11月4日(月)午後 5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提 出すること。